

# 茨城県立勝田高等学校

## 同窓会会則



## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条本会は、勝田高等学校同窓会と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条本会は、事務所を本校に置く。

## 第 2 章 目的 及 び 事 業

(目的)

第 3 条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに勝田高等学校の発展に寄与すること及び地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員間の連絡、交流のための会報の発行、名簿等の管理の事業
- (2) 会員間の相互扶助、支援、親睦のための事業
- (3) 勝田高等学校の教育活動及び在校生への支援のための事業
- (4) 関係諸団体との協力関係を増進するための事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会 員

(会員)

第 5 条本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員本校卒業生
- (2) 賛助会員本校の現職員及び旧職員

2 第 1 項第 1 号に該当する者は本校卒業と同時に会員となる。

3 第 1 項第 2 号に該当する者は本校の職員として採用されると同時に会員となる。

4 本会は、第 1 項各号に該当する者に対して会員となった旨を書面にて通知する。

5 賛助会員は総会において議決権を行使することが出来ない

(会費)

第 6 条本会の正会員は入会時に5,000円を納めるものとする。

(会員名簿の作成)

第 7 条本会は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名及び住所、電話番号
- (2) 卒業年度又は採用年月日

2 本会は、会員名簿を事務所に備え置くものとする。

3 会員は、氏名及び住所、電話番号に変更があったときは、速やかに本会に届け出るものとする

る。

(会計帳簿の閲覧等)

第8条会員は、本会に対して、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

## 第4章 役員・顧問及び職員

(役員の種類及び選出)

第9条本会には次の役員を置く。

- (1) 名誉会長（現職校長）
- (2) 会長1人
- (3) 副会長若干名
- (4) 幹事各卒業年度から3人
- (5) 校内幹事本校に勤務する正会員
- (6) 会計監査2人
- (7) 顧問前会長若干名
- (8) 書記若干名（議事録作成）
- (9) 事務局若干名（うち1名局長）

2 役員は総会において承認するものとする。

3 前項の規定に関わらず、卒業又は赴任によって幹事及び校内幹事としての権利を得た時点から総会で承認されるまでは仮役員となり、正会員の中から次期の会長及び副会長候補を推薦する。

4 会長及び副会長は総会の承認を受けなければならない。

5 事務局は、同窓会正会員の中から会長が委嘱する

6 顧問は、会長経験者とする。

7 役員会が承認したものを常任幹事とする

(役員任期)

第10条役員任期は総会において承認された時から始まる。

2 役員任期は、2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合には、その総会の終結時まで任期を伸長する。

3 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。

4 第9条第1項各号に規定する役員毎にその定員の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員任期は、第2項に規定する任期とする。

5 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、第9条第1項各号に規定する役員の定数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

6 任期の満了又は辞任により退任した会長は、新たに選任された会長が就任するまで、なお会長としての権利義務を有する。

(役員の職務等)

第11条会長は本会を総理する。

2副会長は会長を補佐し、会長が事故又は欠員のときは、あらかじめ役員会において定めた順位に従い副会長が、会長及び副会長がともに事故又は欠員のときは、役員（会計監査は除く。）のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

2校内幹事及び賛助会員は庶務及び会計を行う。

3幹事、校内幹事は諸般の会務を処理する。

4会計監査は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は会長及び校内幹事に対して会計に関する報告を求めることができる

5会計監査は、その職務を行うため特に必要があるときは、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の忠実義務)

第12条役員は、法令、会則の定め並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(顧問) 第13条本会に、顧問を若干名置くことができる。

2顧問は、会長経験者及び本会の発展、運営に著しい貢献のあったもののうちから、役員会の承認を経て、会長が委嘱するものとする。

3顧問は、役員会に出席して助言及び意見を述べることができる。

## 第5章 総会、役員会及び委員会

(総会の招集)

第14条総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2通常総会は毎事業年度終了後4月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、役員会の議決を経て、会長が招集する。

(総会招集の手続)

第15条総会の招集は、会日の30日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を通知するものとする。

2前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、会員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本会に通知したときはその場所）に宛てて行う。

3第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

(総会の議事)

第16条総会の議事は、出席者の過半数の賛成で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の議決事項)

第17条総会においては、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 毎年度の事業報告及び収支決算の承認

- (2) 毎年度の事業計画及び収支予算の決定
- (3) その他役員会において必要と認める事項

(役員会の招集権者)

第18条役員会は、会長が招集する。

2 会長が事故又は欠員のときは副会長が、会長及び副会長がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ役員会において定めた順位に従い、他の役員（会計監査は除く。）が招集する。

(役員会招集の手続)

第19条会長は、役員会の日々の2週間前までに、各役員に対してその通知を発しなければならない。

(役員会の決議)

第20条役員会の決議は、出席した役員の過半数の賛成で決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する役員は、議決に加わることができない。

(役員会の議決事項)

第21条役員会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で役員会が必要と認める事項

(委員会)

第22条本会は、その事業の執行に関し、役員会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

## 第6章 会計・その他

第23条本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(規約等)

第24条この会則で定めるもののほか、必要な事項は、規約又は規程をもって定める。

### 役員旅費規程

第1条 本会は、総会及び役員会出席のため鉄道を利用して片道100km以上を費やす役員に旅費を支給する。

2 前項の距離は鉄道会社が定める営業距離を用いる。

第2条 前条で定めた役員に支給する旅費とは、鉄道会社が定める往復鉄道運賃（座席指定料金を含む。）とする。

2 前項の往復鉄道運賃は、路線及び乗り継ぎ等最も合理的な行程で移動したものとみなして計算する。

第3条 本規程定める旅費は受給対象役員が指定する口座に振り込むものとする。

参考：鉄道営業距離

常磐線	水戸線・両毛線	水郡線
勝田ー上野123.3km	勝田ー富田（両毛線）103.6km	勝田ー磐城浅川102.8km
勝田ー松戸105.4km	勝田ー小山72.5km	勝田ー常陸大子55.6km
勝田ー新松戸100.4 k m	勝田ー新治50.2km	勝田ー上小川53.1km
勝田ー柏94.2km		勝田ー西金49.9km
勝田ー取手83.7km		
勝田ー土浦57.3km		
勝田ー神立51.2km		
勝田ー高浜44.7km		
勝田ーいわき88.3km		
勝田駅ー久ノ浜102.9km		

（附則）

本会則は、昭和51年04月01日より実施する

昭和62年04月01日一部改正

平成02年04月25日一部改正

平成07年11月18日一部改正

平成08年07月01日一部改正

平成22年12月11日一部改正

平成25年03月23日一部改正

平成26年06月21日一部改正

平成27年07月04日一部改正

平成30年07月14日一部改正（第1章・第2章）

## 役員紹介

会 長	黒澤 敦 (5)	関谷 久美子 (13)
副会長	阿久津 隆男 (7)	高丸 誠司 (14)
	大谷 浩一郎 (9)	中村 優子 (14)
事務局	佐藤 久彰 (13)	堀川 智也 (18)
	(事務局長)	岡崎 伸一 (19)
	大畠 雅弘 (13)	畠山 元気 (22)
	鈴木 道生 (26)	鈴木 達也 (22)
会 計	小池 光浩 (7)	大内 聖仁 (24)
監 査	太田 真理子 (13)	石田 拓郎 (26)
常任幹事	斎藤 文隆 (2)	七部 努 (26)
	鹿志村 武史 (5)	高野 龍 (31)
	佐藤 真人 (7)	櫻井 瑤子 (41)
	植野 健一 (10)	門脇 梓 (42)
	平野 壱久 (11)	
	萩谷 公康 (11)	顧 問 永井 資郎 (1)
	大内 浩 (11)	(初代会長)
	大貫 但尚 (11)	柳田 尚久 (1)
	人見 孝 (13)	(前会長)
	鬼澤 豊孝 (13)	大貫 裕治 (1)
	黒澤 務 (13)	(前監査)
	俵 はるみ (13)	野木 滋 (2)
	藤谷 美幸 (13)	(前副会長)
	中里 隆幸 (13)	
	国井 謙一 (13)	

\*2018改正・総会承認

**katsuta-ob.org**